

別表 採択要件及び助成対象経費

事業種目・事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率・補助上限額	助成対象経費
1 低コスト・省力化生産体制確立事業				
(1) 低コスト実践展開事業費				
省力化技術やスマート農業技術等を組み合わせた低コスト生産の実証の取組に対する助成	農事組合法人、農地所有適格法人、集落営農組織 ^{※1} 、農業者の組織する団体 ^{※2}	①経営規模拡大及び水稻に係る労働生産性向上の目標を設定し、目標の達成に向けた取組を行うこと。 ②現状の水稻(子実用)作付面積が概ね30~50haであること。	1/2以内とし、助成額の上限を700千円とする。	1 低コスト実践展開事業の実証に係る経費 (1)土壌分析費 (2)リース費(スマート農業機械、省力化・効率化に必要な機械等のリース経費) (3)委託経費(リモートセンシング、マルチスペクトルカメラのデータ解析等) (4)種苗費(直播用コーティング経費) (5)育苗資材経費 2 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める経費
(2) 低コスト実践支援事業				
低コスト生産に必要なスマート農業機械導入等に対する助成	農事組合法人、農地所有適格法人、集落営農組織 ^{※1} 、農業者の組織する団体 ^{※2}	①経営規模拡大及び水稻に係る労働生産性向上の目標を設定し、目標の達成に向けた取組を行うこと。 ②事業実施の3年後には、水稻作付面積及び総経営面積が増加すること。 ③現状の水稻(子実用)作付面積が概ね30~50haであること。	1/3以内とし、助成額の上限を3,500千円とする。	スマート農業機械導入等に必要な経費 ^{※3}
2 大規模経営モデル規模拡大集約化支援事業				
大規模農家と中小規模農家等による畦畔草刈等の作業連携の取組に対する助成	農事組合法人、農地所有適格法人、集落営農組織 ^{※1}	①概ね100ha以上の経営規模の実現を目指すこと。 ②中小規模農家(20ha未満)等に農地維持管理に係る作業委託をすること。 ③現状の水稻(子実用)作付面積が概ね30ha以上であること。	1/2以内とし、助成額の上限を250千円とする。	1 農地の維持管理に係る作業委託に必要な経費(作業委託料) (1)畦畔管理 (2)水管理 (3)耕起作業 (4)その他作業 2 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める経費

- ※1 農事組合法人、農地所有適格法人及び集落営農組織については、目標年度までに法人化が見込まれること。
- ※2 農業者の組織する団体とは、原則、農地所有適格法人を含む農業者複数名で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。
- ※3 スマート農業機械とは、原則、スマート農業カタログ（水稻畑作）に掲載されている機械とする。ただし、ソフトウェアのみの製品、事業実施主体の財産以外に影響を与えるもの（土地改良区財産の水路やポンプに取り付ける制御装置等）は対象外とする。
なお、導入する農業機械が安全性検査の対象となっている田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち、令和8（2026）年4月以降に販売される形式のものは、農研機構が実施する安全性検査に合格している機種から選定する。